

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 30日

静岡県知事

殿

提出者

住 所 静岡県富士市比奈678番地

氏 名 丸富製紙株式会社

代表取締役社長 佐野 武男

電話番号 0545-38-0103

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	丸富製紙株式会社 沼津工場
事業場の所在地	静岡県沼津市大岡35番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	パルプ・紙・紙加工品製造業 (18)
② 事業の規模	37.7億円/年
③ 従業員数	87名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別添（廃棄物処理フロー図、製造フロー図、排水処理フロー図、乾燥焼却フロー図）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別添

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_	2, 汚泥	6, 廃プラスチック
	排 出 量_	136468 t	2646 t
	(これまで実施した取組) 抄造歩留まりの向上		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類_	2, 汚泥	6, 廃プラスチック
	排 出 量_	130000 t	2600 t
	(今後実施する予定の取組) 抄造歩留まりの向上と廃プラ水分率の削減		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物の分別保管
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_	2, 汚泥	6, 廃プラスチック
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	3657 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類_	2, 汚泥	6, 廃プラスチック
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	3700 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 現状維持		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_	2, 汚泥	6, 廃プラスチック
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	136468 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	132764 t	0 t
(これまでに実施した取組) 汚泥の安定焼却			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類_	2, 汚泥	6, 廃プラスチック
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	140000 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	130000 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 現状維持			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	2, 汚泥	6, 廃プラスチック
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	2, 汚泥	6, 廃プラスチック
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

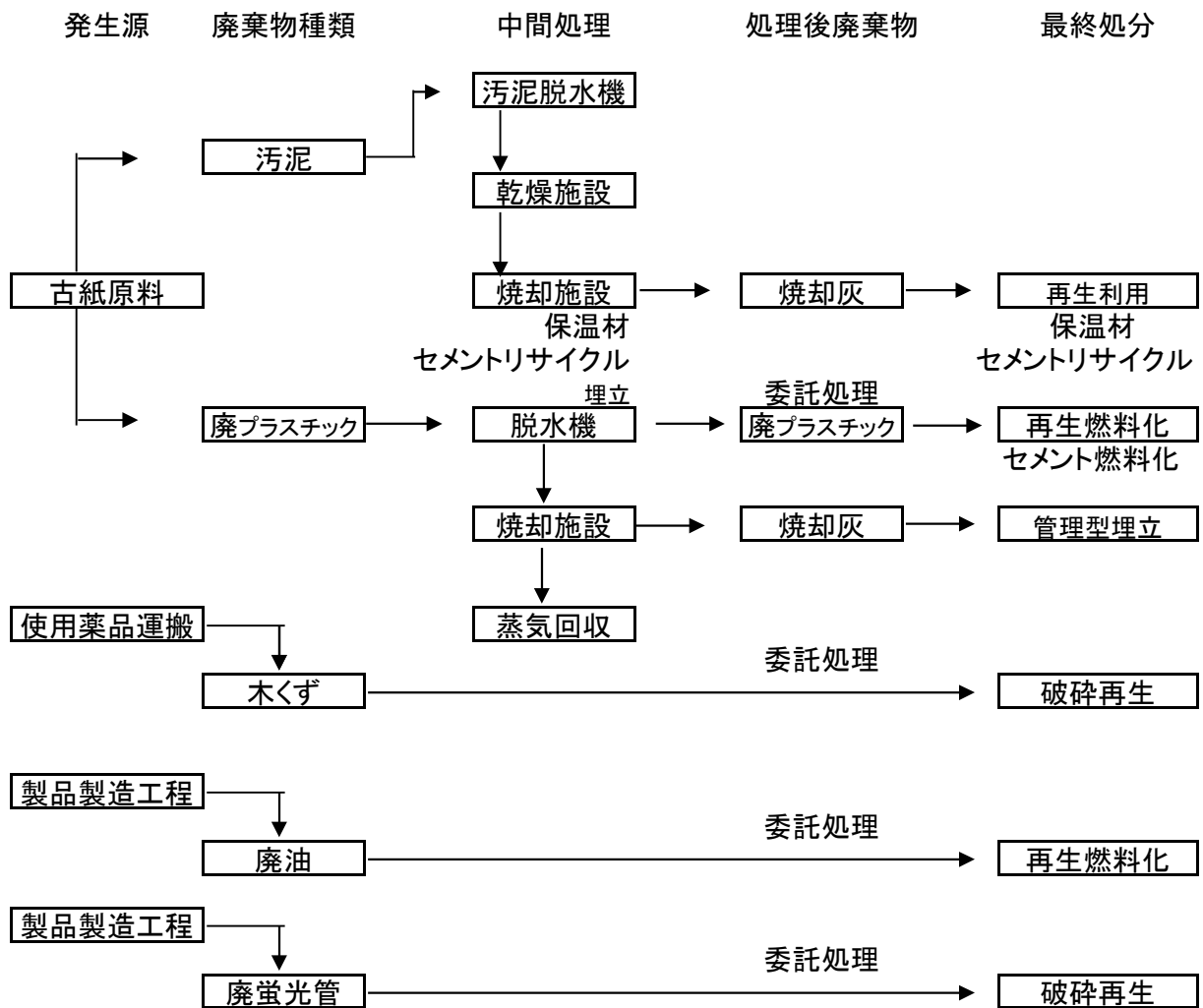
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	2, 汚泥	6, 廃プラスチック
	全処理委託量	47 t	2646 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	47 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	2646 t
	(これまでに実施した取組) マテリアルリサイクル処理業者、サーマルリサイクル処理業者にて処理を実施		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類_	2, 汚泥	6, 廃プラスチック
	全処理委託量_	20 t	2700 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	20 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	2700 t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥の焼却灰有効利用量の向上		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_	14, 木くず	3, 廃油
	全処理委託量_	80 t	4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	80 t	4 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		

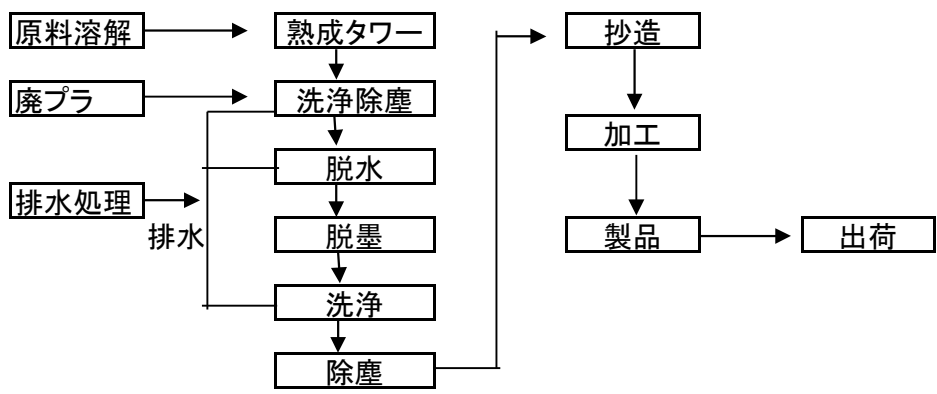
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	14, 木くず	3, 廃油
	全処理委託量	80 t	4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	80 t	4 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 現状維持		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	水銀使用製品 産業廃棄物	
	全処理委託量	0 kg	
	優良認定処理業者への処理委託量	0 kg	
	再生利用業者への処理委託量	0 kg	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 kg	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 kg	
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	水銀使用製品 産業廃棄物	
	全処理委託量	50 kg	
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 kg	
	再生利用業者への 処理委託量	50 kg	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 kg	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 kg	
	(今後実施する予定の取組) 現状維持		
※事務処理欄			

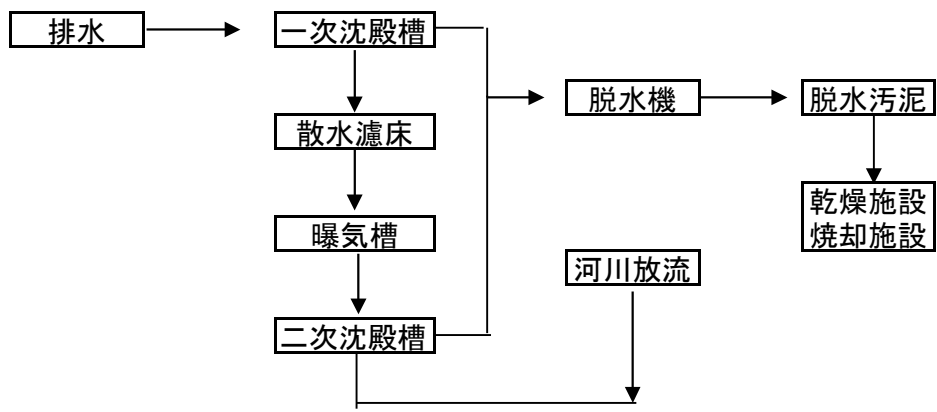
廃棄物処理フロー図 (発生と処理量)



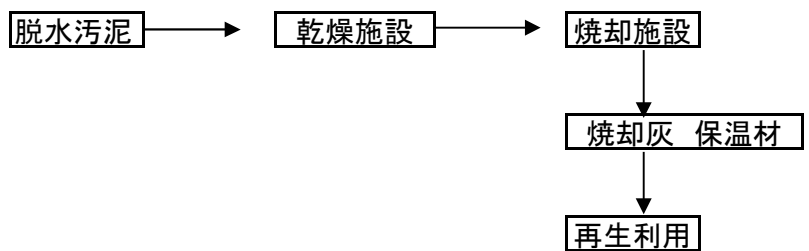
製造フロー図



排水処理フロー図



乾燥焼却フロー図



管理体制及び組織図

管理体制

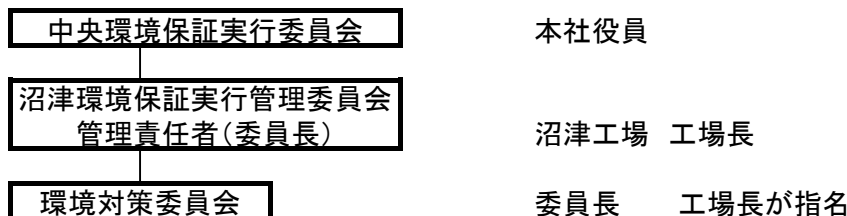
沼津工場内に環境保証実行管理委員会を設ける。構成は統括責任者が指名した者を委員長とし製造部管理職、公害防止管理者、各分科会推進責任者、事務局、その他委員長が指名した者により構成する。

環境保証実行管理委員会

環境保証実行管理委員会は各部門と連帯し、沼津工場に於ける環境汚染を未然に防止し、生産活動が円滑に行なわれる様に、環境保証の最高運営機関として環境保証活動を推進する。審議事項としては以下の事とする。

環境保証に関する方針・目的・目標
環境保証に関する中期計画・年間計画
環境保証に関する工場の実態把握
環境保証に関する投資と実績
環境管理システムに関すること
環境保証に関する必要事項

組織図



産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項

責任者及び体制

統括責任者 取締役生産本部長
環境に重大な影響を及ぼす活動を管理し実施、検証する各部門長の責任、権限及び相互関係を定める。

管理責任者 工場長
工場の環境管理に関する費用、資産の管理に関する事。
統括責任者への環境管理の実績報告に関する事。
環境管理に関する活動の推進と運営。
要員の選定、配置に関する事。
環境対策委員会、委員の任命。

環境対策委員会 環境管理の実務を担う委員会で、下記の事項を検討、立案推進する。
環境管理に関する基本方針、中期・長期計画の立案、推進に関する事。
環境維持設備の管理に関する事。
・環境維持施設の保全、修理、改善計画の立案、推進。
・環境の測定、分析、評価及び対策の立案、推進。
・環境保証に関する総合調整。
・工場内環境に関する教育。
産業廃棄物の処理に関する事。
環境を保証する生産技術の検討、改善に関する事。
・材料(主要材料、補助材料)の検討、改善。
・生産設備の使用検討、改善。
・加工方法の検討、改善。
・産業廃棄物処理技術の検討、改善。
環境管理に関する費用、資材の管理。